

【閲覧用】

令和4（2022）年第13回 飯塚市農業委員会総会 議事録					
開催年月日	令和4（2022）年12月9日（金）				
開催場所	飯塚市役所本庁2階 多目的ホール				
開会	午後2時	閉会	午後3時10分		
議事及び 議決結果	番号	件名		結果	備考
	議案第60号	農地法第3条の許可申請について		許可	5件
	議案第61号	農地法第4条の許可申請について		許可相当 継続審議	1件 1件
	議案第62号	農地法第5条の許可申請について		許可相当	7件
	議案第63号	農用地利用集積計画（利用権設定）について		決定	71件
	議案第64号	農用地利用集積計画（所有権移転）について		決定	2件
	議案第65号	農業振興地域整備計画の変更について		決定	3件
	報告第35号	農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について		済	18件
	報告第36号	農地所有適格法人の報告について		済	1件
	報告第37号	農地転用完了等の報告について		済	-
出席委員	農業委員	19人	農地利用 最適化推進委員	8人	
欠席委員	農業委員		0人		
署名委員	2番	藤井 光生	3番	橋本 周	
事務局	局長	田中 善広	係長	植木 功	
	主任	安藤 正紘	主事補	野中 智仁	
	会計年度職員	市吉 英男	会計年度職員	松隈 光明	

農業委員出席状況 (19名)

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	須堯 忠臣	○	11	藤田 武治	○
2	藤井 光生	○	12	嶋田 百合子	○
3	橋本 周	○	13	奥野 智明	○
4	高野 敏治	○	14	田中 一平	○
5	多田 憲昭	○	15	畠中 五恵子	○
6	新開 剛	○	16	嶋田 正志	○
7	岡松 美由紀	○	17	小山 光治	○
8	谷口 一峰	○	18	伏原 和也	○
9	水間 惣吾	○	19	原田 敏行	○
10	吉原 文明	○			

農地利用最適化推進委員出席状況 (8名)

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	宮本 精一	○	16	山本 眞二	○
2	幸崎 勲	○	17	大久保 敏昭	—
3	三村 保始	—	18	久井田 和則	○
4	肘井 郁秀	—	19	松尾 重治	—
5	高木 俊巳	—	20	大隈 雄二	—
6	市吉 敏浩	—	21	中野 良則	○
7	城丸 浩二	○	22	稲富 政文	—
8	池田 益男	—	23	多田 信之	—
9	末永 保	—	24	青木 卓也	—
10	矢野 正剛	—	25	伊藤 親男	—
11	河邊 敏浩	—	26	佐野 元春	—
12	星野 弘明	○	27	谷 義昭	—
13	大庭 良幸	—	28	立川 幸治	—
14	清水 政治	—	29	森田 輝巳	—
15	葛原 春美	○	30	高松 安幸	—

議案第 60 号第 1 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(1 番推進委員：宮本委員) 11 月 10 日に譲受人の [REDACTED] から説明を受けました。[REDACTED] は [REDACTED] 町歩ほど農地を保有されており、農業機械もそろえてあるため問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 60 号第 2 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(16 番推進委員：山本委員) 譲受人の [REDACTED] から 11 月 25 日に説明を受けました。[REDACTED] は [REDACTED] m ² 程度をすでに耕作されています。トラクターや田植え機、コンバイン等の農業機械も所有されております。ここ数年、ご自宅の近くの田を購入され、毎年きちんと耕作されておりますので問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 60 号第 3 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		

備考	売買
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(18番推進委員：久井田委員) 圃場は■■■■の■■■■で、■■■■の場所から離れており、管理がしにくいということです。譲受人の■■■■は農地のすぐ近くに住んでおり、■■■■で■■■■でもあります。圃場の管理は■■■■の中でも1、2位を争うような管理をされておりますので、問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可

議案第60号第4項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	■■■■		
譲受人	■■■■ ■■■■	耕作面積	■■■■
		耕作者数	■■
譲渡人	■■■■ ■■■■		
備考	売買		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(6番農業委員：新開委員) ※地区担当推進員欠席のため 10月11日に圃場にて■■■■と■■■■、佐野推進委員の4名で集まり、■■■■から説明を受けました。その時にお話を聞いて、何ら問題ありませんでした。その後、11月22日に売主の■■■■から電話があり、「買主が■■■■に変わった。」との連絡を受けました。■■■■は■■■■に農地を持っており、農機具等も所有しているので問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第60号第5項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	■■■■		
譲受人	■■■■ ■■■■	耕作面積	■■■■
		耕作者数	■■
譲渡人	■■■■ ■■■■		
備考	売買		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(6番農業委員：新開委員) ※地区担当推進員欠席のため		

申請人	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	農地 区分	1種 (10ha以上の連坦) (集落接続)
転用目的 施設の概要	共同住宅 1棟 295.38㎡		
備考	なし		
造成	住宅基礎部分のみ最大80cm程度の盛土工。その他は均す程度の整地。		
進入口	西側市道から幅5.6mの進入口を新設。		
土留め	東側、南側及び進入口を除く西側の一部でコンクリートブロック擁壁を新設。また、西側の一部でL型擁壁を新設。		
被害防除	東側、南側及び進入口を除く西側の一部で高さ80cmのメッシュフェンスを設置。また、西側の一部で高さ120cmのメッシュフェンスを新設。		
雨水排水	駐車スペースについては浸透性アスファルト舗装を施し地盤浸透。また、申請地内に溜樹を敷設し西側の既設水路に放流。		
生活雑排水	申請地内に合併浄化槽を設置し、北側に新設する水路・溜樹を經由し、雨水同様の経路にて放流。		
工事計画期間	令和5年1月15日から令和5年7月1日まで		
水利同意	■■■■ 生産組合の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	<ul style="list-style-type: none"> ・申請地北東側に隣接する水路について溜樹・水路を新設する自主施工許可申請書を農業土木課へ提出済み。 ・申請地北側への水路新設に伴う道路舗装のやり替え、また水路占用部分工事について自費施工承認申請書を筑穂支所経済建設課へ提出済み。 ・用悪水路を跨ぐ進入口の設置について法定外公共物占用許可申請書を農業土木課へ提出済み。 		
地区推進委員報告	<p>(21番推進委員：中野委員)</p> <p>まずこの案件についての、道路概況といいますか、置かれている場所について簡単に説明したいと思います。本案件は国道200号から■■■■へ向かう市道、■■■■というものがあります。道幅が最小で2.5m、最大で3m強です。また、これに付随する道路がもう1本ありまして、■■■■というものがありますが、2m強の法定外道路となっております。併せて、周辺は冠水地域であります。年に数回冠水するような場所となっております。</p> <p>地元の水利組合の水利同意は得ておりますが、地区の方々、地元の方々のいろいろな反対が根強かったために、8月以降3回、計8時間程度の地元の説明会を開催しております。しかしながら、離合ができない市道であります。地元の方の同意は確かに必要ないと思いますが、地元の方々にとって安心・安全な生活ができない、担保できないのではないかとということで、まだまだ地元の方からの根強い反対があります。昨日においても、申請地近隣の方が自宅に門扉を取り付ける工事をされておりましたが、その門扉工事の際に市道に駐車してあった工事車両が道をふさいでいたため、警察を呼ぶような騒ぎま</p>		

	で発生しております。今後のことについては非常に心配な案件であります。
現地調査報告	11月25日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	<p>(議長)</p> <p>推進委員から説明がありましたが、皆様何かご意見ございますか。</p> <p>(2番推進委員：幸崎委員)</p> <p>私が10年前に農業委員をしていたとき、農区長が印鑑を押したら、住民の方が反対されたということがありました。</p> <p>住民がアパートを建てたいということで、業者の方が農区長の印鑑をもらいに行きました。そしたら、農区長は周囲に田んぼがないから、よいだろうと思って印鑑を押されたわけです。道が狭く、その道は隣住民の方がお金を出し合って作っていました。そこに業者の方がどんどん通って、救急車も入って来れないということで、反対されたとのこと。農区の方は了解されているのですが、周囲の人は反対されていました。そういうことはこれからもあると思いますが、先に住民の方を説得させないかんわけですよ。農区の方はそれでいいと思っていても、住民の方が反対します。私はそこで、農業委員のみんなの前で嘆願書を読まされました。印鑑を白紙に戻せということで。そこは一応終わり、解決しました。ということで、今からは農区の方も考えて、印鑑を押さないといけないということを私は言いたいです。</p> <p>(11番農業委員：藤田委員)</p> <p>私もここは[]のところで十分分かっておりますが、非常に道路幅が狭いです。軽自動車でも離合ができないくらい。だから、この辺に用事があって車を停めても、別の車が来ると移動させないかんということやから、これは地元の住民の声を十分反映して許可をしていく必要があると思います。そうじゃないと、家建てた後に住民同士のトラブルになってくると思っています。ここは農業用水の溝がありますが、宅地にされるところを含めて、溝に蓋をかぶせるとか、その辺の改良案を出されると思いますので、その辺を十分検討して頂いて審議していただきたいと思います。</p> <p>(事務局)</p> <p>今の水路の件ですが、計画図にあるとおり、水路上の一部が進入路となっており、ここを接道としております。水路の橋掛け部分はここだけです。これは住民からの要望で、オーバーフローしないように全体に蓋掛けすることはやめてくれという話がありましたので、住民の方への説明を行ったうえで、この位置になっていることをご報告いたします。また、農地法上では、ハザードマップに載っている冠水地区であっても、許可には支障が無いところでありますが、先ほど言われた住民への説明は8月以降、事業者の方から何度か説明会を行っています。その中で、冠水しないように浸透性のアスファルト舗装とするなど、何点か対応策を練って今回の計画に至っております。</p> <p>(19番農業委員：原田委員)</p> <p>先ほどの説明で道路幅が非常に狭いということですが、道路が狭いというだけでなく、四つ角になっておりますが、建物が出来上がった場合、見通しなんかはどんなですかね。外壁やら色々されると思うのですが、どこから車が</p>

来ても見通しが良い状態でないと事故が起こりかねないと考えます。そのところ、どうなっておりますでしょうか。

(事務局)

見通しについて、水路の横にある道路については、直線が続いているような形ですので、前から車が来る分には目視しやすいところになっております。先ほど言われたように細い道ではありますが、建築基準上ではここに建築することについては問題ないと事業者は確認を取っているとのことでした。

(6番農業委員：新開委員)

推進委員の方からのご報告の中で、まだ地元の住民の方々といざこざがあるということをお伺いしました。藤田委員からもご報告がありました。この図面で見ますと、西側の道幅が5~6mしかないということではないんですかね。これは左側も私道ではなく市道になるわけですね。

(事務局)

市道です。

(6番農業委員：新開委員)

この部分については50~60cmの盛土と書いてありますよね。西側の方からの出入り口だけということで、緊急自動車も通れない幅という中で住民の方々からご非難があるということですが。農業委員会として、提出されたものを法に則って審議しなければならないというところがあると思いますが、私個人の考え方としましては、この案件については自治会なり、地元の住民の方々ともう一度お話を十分なされたうえで、結果を出された方が良いのではないかと考えます。

(18番農業委員：伏原委員)

新開委員が言われたことに賛成いたします。もう一度地元で話してもらわないといけないと思います。特にここは道路が狭いです。大雨の時には浸水するんじゃないかと思えます。先ほど言われたように、この辺りは浸水しているようなので、地元の方の了解を貰わないことには単純に造成して住宅建てられても、周りとのトラブルの原因になる可能性が高いと思います。推進委員が言われたように地元の方が浸水どうのこうのと言われているのに、単純に委員会として許可を出すべきではないのかなと思います。再度、地元と自治会あたりと煮詰めて貰わないことには審議できないのではないかと私は思います。

(4番農業委員：高野委員)

新開委員と伏原委員が自分の言いたいことを全部言ってくれたかなと思っています。地元の生産組合の同意という項目があるので、地元の同意が得られればいいでしょうけど、地元でじっくり話し合いをして、もう一度審議をお願いしたいと思います。

(事務局長)

ただ今の案件ですが、中野推進委員に報告をいただいております、申されましたとおり、3回ほどの地元説明会、それと地元生産組合の水利同意は受けてあるということで、地元の生産組合等の説明は終わっているというところ

ころだけは確認させていただきたいと思います。それと地元説明会が3回行われて、地元の統一した意見という形にはなっていないということでしょうか。

(21番推進委員：中野推進委員)

8月28日、11月13日、11月20日の計3回、8時間以上かかって行いました。冒頭に申しましたとおり、ここは冠水地域であります。私も推進委員をやっている立場上、市役所の防災安全課、県土整備事務所その他関係機関を回りましたが、法的に問題がないと確かに言われております。ただし、法的に問題ない部分であっても、進入路自体が軽トラ1台止まったら、昨日の例を言うと警察沙汰になる状態が発生しております。地区の住民の方々が一番心配されているのは離合場所がないんですよね。今現在、この建設予定地の反対側の方は自分の所有地を守るためにアコーディオン式の門塀を既に設置されておる家もあります。過去3回の中で、いろんな意見がありました。ここの地元の方々は、地元の水利同意を得るために、7軒くらいありますが、皆さんそれぞれ、 の の水利組合の同意を貰われて、 の水路に放流されております。そういうこともあり、 の水路に流してくれとの話もありましたし、様々な意見があります。今後、もう一度、業者の方々と説明会を仮に開催しても、どうなんですかね。なかなか難しい話です。地元の同意を得るということは非常に難しい話であります。それこそ言われるのが、「俺のせっかく建てた家を、建てられることによって、生活をできなくするのか。」という意見もあります。

(6番農業委員：新開委員)

中野推進委員にお聞きしたいのですが、その説明会の中に自治会は入られていますか。住民の方だけですか。ぜひとも、自治会の方も含めてお話されて、ご相談なさった方が良いのではないかと思います。農業委員会で審議するのは農地法の結論しか出ない可能性がありますので、やはりその辺は自治会を含めた中で、地元でお話しなさった方が良いと思います。農業委員会という中で、どうしても、昔もありましたが理由書なり出てくれば、受けざるを得ないところもありますので、やっぱり地元で農業委員さんも含めてお話をなされた方が良いのではないかなと思います。地元の方だけで話しをされるのではなく、フェンスの問題もあつたかと思えますけど、そこをきっちりされて、自治会の会長さんなり、役員の方も含めて話をされないと、地元の合意が得られないと思います。合意が得られなくても、結局業者として理由書なりが出てくれば、農業委員会が法に則ってこれを受けざるを得ない可能性もあるかと思えます。なので、そういうふうにされた方が良いのではないかと思います。

(議長)

暫時休憩いたします。

～休憩～

(議長)

委員会を再開いたします。皆様方の意見は慎重にということでございます

	<p>た。農業委員会としてこの案件については継続審議にするということでしょうか。</p> <p>(6番農業委員：新開委員)</p> <p>継続審議というのはどういうふうに地元に戻して、農業委員会に回答させるのですか。ただの継続審議ですか。</p> <p>(議長)</p> <p>皆様方の意見を聞いて採決するか。今までそんなことはなかったですが、継続審議して次回以降の農業委員会にかかると。皆様方の意見を地元に対してこういう意見だったということ伝えてもらう。ただ、事務局だけに伝えるに行ってもらうわけではなく、農業委員会の総意として回答するという事です。ということで、次回以降に審議をするということでしょうか。</p> <p>～異議なし～</p>
審議結果	継続審議

議案第 62 号第 1 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED]	農地 区分	2種 (10ha 未満)
譲渡人	[REDACTED]		
転用目的 施設の概要	貸店舗兼貸家住宅		
備考	売買		
造成	最大 2.1m の盛土工。		
進入口	北東側に 6.0m の進入口を新設。		
土留め	東側においては、隣接地既設擁壁へなげかけ。 北東側においては、県道歩道擁壁へ擦り付け。 南側においては、農道へ擦り付け。		
被害防除	隣接する農地がないため被害防除の必要なし。		
雨水排水	申請地内はアスファルト舗装。 北側から南側及び南東側へ勾配をとり、既存の溜桝及び排水管を經由して南側水路へ放流。		
生活雑排水	申請地内に合併浄化槽を設置。南東側の既存の溜桝及び排水管を經由して南側水路へ放流。		
工事計画期間	令和 5 年 2 月 1 日から令和 5 年 11 月 30 日まで		
水利同意	[REDACTED] 生産組合の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。		

	(信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	北東側進入口については、県道側に設置されているガードパイプ撤去 (54m) 及び一部縁石撤去及び乗入れ処理が必要となるが、自費施工で行う。 (飯塚県土整備事務所へ承認申請済み。)
地区推進委員報告	(14 番農業委員：田中委員) ※地区担当推進員欠席のため 11 月 14 日に譲受人の■■■■と■■■■の■■■■、■■■■から現地で説明を受けました。転用目的は貸店舗兼貸家住宅です。■■■■生産組合の水利同意もあり、何ら問題なし。
現地調査報告	11 月 25 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 62 号第 2 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	■■■■		
権利内容	所有権		
譲受人	■■■■ ■■■■ ■■■■	農地 区分	1 種 (10ha 以上の連担) (集落接続)
譲渡人	■■■■ ■■■■		
転用目的 施設の概要	特定建築条件付売買予定地 10 棟 729.01 m ²		
備考	売買 令和 4 年 11 月 1 日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会終了。 令和 3 年 10 月 29 日付け飯塚市告示第 327 号にて農振農用地除外済み。		
造成	最大 120 cm 程度の盛土工。		
進入口	東側市道から幅 5m 及び 6m の進入路を敷設。 各分譲地へはこれらの通路から進入。		
土留め	申請地内に L 型擁壁及びコンクリート土留擁壁を新設。 新設擁壁と水路との境界の間は、張りコンクリート舗装。		
被害防除	進入口を除く周囲に高さ 100 cm のフェンスを設置。		
雨水排水	申請地内に溜樹を敷設し、新設する自由勾配側溝を經由後、東側水路及び■■■■川へ放流。		
生活雑排水	申請地内に合併浄化槽を敷設し、雨水同様の経路にて放流。		
工事計画期間	令和 5 年 1 月 10 日から令和 6 年 12 月 31 日まで		
水利同意	■■■■農区の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金及び個人からの借り入れ。 残高証明書及び融資証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	申請地内で発生している官民境界のズレについては、市都市計画課との用地		

	交換にて整理を行う。(公共、公益施設等に関する協議書の添付あり)
地区推進委員報告	(7 番推進委員：城丸委員) この物件は [] から大体、直線距離で 250m から 300m くらいのところにあります。買い手は []、売り手は [] です。[] は病気を患っており、以前まで小作人の方が作られていましたが、小作人の方ももう年配で、作れないということになりました。娘さんがいますが、面倒を見きれないということで、ちょうど買い手がいるということで話がまとまりました。昨年 9 月初めに一度お話があり、その時は農業振興地域の指定が入っており、地元農区の役員と集まって、農業振興地域の指定を外すということで話がつきました。今年 10 月くらいにまた話があり、この物件を今からやりたいということで話があり、再度農区の役員に集ってもらい、物件調査を行いました。ここは 100m くらいの距離にため池があり、農業用水路の重要な拠点となっています。そこで農業用水路に迷惑をかけない、周りには 1m くらいのフェンスを設置するということが話がつきました。当初はアパートが建つことになっていましたが、10 棟の 1 戸建てが建つようになりました。3 回くらい会議を実施して農区の意見を確認した結果、問題なし。
現地調査報告	11 月 25 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 62 号 3 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[]		
権利内容	賃借権		
借主	[] [] []	農地 区分	1 種 (10ha 以上の連担) (集落接続)
貸主	[] []		
転用目的 施設の概要	店舗		
備考	令和 4 年 10 月 18 日付け飯塚市告示第 339 号にて農振農用地除外済み。 令和 4 年 10 月 27 日付け都市計画法に基づく事前審査会終了。		
造成	最大 1.0m の盛土工。		
進入口	申請地西側からの進入。また、南側に 12.0m の進入口を新設。		
土留め	西側及び南側進入口部分を除き、周囲に空洞ブロックを設置。		
被害防除	土留めと同様、西側及び南側進入口部分を除き、周囲に高さ 80 cm のネットフェンスを設置。		
雨水排水	申請地内はアスファルト舗装及び透水性舗装。 申請地内に側溝及び溜樹を設置。側溝及び雨水溜樹側へ勾配をとり、西側、溜樹及び排水管を経由して西側水路へ放流。		

	カーポート 3棟 90.00 m ²
備考	売買 令和4年10月18日付け飯塚市告示第339号にて農振農用地除外済み。
造成	最大100cm程度の盛土工。
進入口	東側市道から各分譲地へ進入。
土留め	北側、西側及び南側において、コンクリートブロック擁壁を設置。 東側において、市道へ擦り付け。
被害防除	特段の施工なし。(各区分購入者がフェンスを設置予定。)
雨水排水	申請地内に溜槽を敷設し、U型側溝及び自費施工による落蓋式U型側溝を経由後、南西側水路へ放流。
生活雑排水	各分譲地に合併浄化槽を敷設し、南西側水路へ放流。
工事計画期間	令和5年1月15日から令和5年12月31日まで
水利同意	農区の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(7番推進委員：城丸委員) は今勤めに行っており、それでまだ耕作できるんじゃないかという話になりましたけど、この土地がイノシシの被害にあって、土手とかそういったところに被害を受け、作れない状態になっているそうです。それで色々な話を持ち掛けていましたが、ここを宅地にしたいという話があり、ここを売りたいということでした。農区の役員さんと2回ほど現地調査に行きまして話し合いました。南側に川が流れていますが、イノシシの被害を受けていてこれは無理だということで、農区の方も納得されております。川側にはブロックを三段つき、宅地の周りにはU字溝を設置して道に水があふれないようにされるということなので、問題なし。
現地調査報告	11月25日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第62号6項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
権利内容	所有権		
譲受人	[Redacted]	農地区分	3種 (第一種住居地域)
譲渡人	[Redacted]		
転用目的 施設の概要	宅地分譲		

備考	売買 令和4年10月18日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会終了。
造成	最大1.0m程度の盛土工。
進入口	南側市道から申請地内に幅6.0mの道路を新設し、1～6及び8～9号区画の分譲地へはこの道路から進入。7号区画の分譲地は南側市道より進入。 新設道路については市へ帰属。
土留め	北、東、西側及び南側の一部において、空洞ブロックを設置。
被害防除	宅地購入者が設置を行うこととなる。よって、本転用時にはネットフェンス等の被害防除はなし。
雨水排水	申請地内に側溝を設置し、1～6及び8～9号区画の分譲地はこの側溝を経由して、南側水路へ放流。7号区画の分譲地は南側水路へ直接放流。
生活雑排水	各分譲地には合併浄化槽が敷設されることとなっており、雨水同様の経路にて放流。
工事計画期間	令和5年1月10日から令和5年8月31日まで
水利同意	水利組合の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	7号区画への進入路確保のため、南側水路に自由勾配側溝を設置。その部分については占用となる。 (飯塚市 農業土木課へ占用許可申請済み)
地区推進委員報告	(15番推進委員：葛原委員) 周りに障害になるものはございません。生産組合の同意もあり、問題なし。
現地調査報告	11月25日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第62号7項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	3種 (第一種住居地域)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	宅地分譲		
備考	売買		
造成	最大50cm程度の盛土工。		
進入口	北側市道から進入。		

土留め	東側、南側において、空洞ブロックを設置。
被害防除	隣接する農地がないため被害防除の必要なし。
雨水排水	申請地内に雨水枳及び排水管を設置し、東側水路へ放流。
生活雑排水	合併浄化槽が敷設されることとなっており、雨水同様、東側水路へ放流。
工事計画期間	令和5年1月10日から令和5年2月28日まで
水利同意	■■■■生産組合の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(15番推進委員：葛原委員) 周りに障害になるものはございません。■■■■生産組合の同意もあり、問題なし。
現地調査報告	11月25日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第63号 農用地利用集積計画(利用権設定)について

地目別 設定面積	田	253,487.00 m ²		
	畑	3,780.07 m ²		
	樹園地	0.00 m ²		
	採草放牧地	0.00 m ²		
	計	257,267.07 m ²		
作物別設定面積	水稲	(3年以下)	106,451.00 m ²	34件
		(6年以下)	83,611.00 m ²	19件
		(10年以下)	65,521.07 m ²	17件
		計	255,583.07 m ²	70件
	麦	(3年以下)	1,684.00 m ²	1件
		計	1,684.00 m ²	1件
	計	(3年以下)	108,135.00 m ²	35件
		(6年以下)	83,611.00 m ²	19件
		(10年以下)	65,521.07 m ²	17件
		計	257,267.07 m ²	71件
	第18条第3項各号	(要件) 該当のため、許可要件を満たす。		
	補足説明	なし		
質疑・意見	なし			
審議結果	決定			

議案第 64 号第 1 項 農用地利用集積計画（所有権移転）について

譲受人	福岡市中央区天神四丁目 10 番 12 号 公益財団法人 福岡県農業振興推進機構 理事長 鐘江 義広	譲受人 耕作面積	—
譲渡人	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	利用目的	水田として利用
土地の所在地 地目、面積	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■		
所有権の移転時期	令和 4 年 12 月 25 日		
第 18 条第 3 項各号	該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
質疑・意見	なし		
審議結果	決定		

議案第 64 号第 2 項 農用地利用集積計画（所有権移転）について

譲受人	福岡市中央区天神四丁目 10 番 12 号 公益財団法人 福岡県農業振興推進機構 理事長 鐘江 義広	譲受人 耕作面積	—
譲渡人	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	利用目的	水田として利用
土地の所在地 地目、面積	■■■■■■■■■■		
所有権の移転時期	令和 4 年 12 月 25 日		
第 18 条第 3 項各号	該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
質疑・意見	なし		
審議結果	決定		

議案第 65 号第 1 項 農業振興地域整備計画の変更について

区分	除外
申請人	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■
土地の所在地 地目、面積	■■■■■■■■■■
申請理由	非農地証明申請
参考事項	令和 4 年 10 月 17 日開催の農振協議会にて承認済み。
補足説明	なし
質疑・意見	なし
審議結果	除外して支障ない旨、市長に答申

議案第 65 号第 2 項 農業振興地域整備計画の変更について

区分	除外		
申請人	[Redacted]		
土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
申請理由	一般住宅建設		
参考事項	北側、西側、南側は農用地であるが、東側は宅地であり、周辺農地の宅地化が進んでいる農用地であるため、集団化等利用上の支障はないと思われる。 令和 4 年 10 月 17 日開催の農振協議会にて承認済み。		
補足説明	なし		
質疑・意見	なし		
審議結果	除外して支障ない旨、市長に答申		

議案第 65 号第 3 項 農業振興地域整備計画の変更について

区分	除外		
申請人	[Redacted]		
土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
申請理由	事業所建設		
参考事項	北側、西側、南側は農用地であるが、東側は宅地であり、周辺農地の宅地化が進んでいる農用地であるため、集団化等利用上の支障はないと思われる。 令和 4 年 10 月 17 日開催の農振協議会にて承認済み。		
補足説明	なし		
質疑・意見	なし		
審議結果	除外して支障ない旨、市長に答申		

報告第 35 号第 1 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 4 年 10 月 26 日
備考	賃貸借権設定 (基盤)	引渡年月日	令和 4 年 10 月 26 日

結果	済
----	---

報告第 35 号第 2 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 4 年 10 月 26 日
備考	賃貸借権設定 (基盤)	引渡年月日	令和 4 年 10 月 26 日
結果	済		

報告第 35 号第 3 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 4 年 11 月 1 日
備考	賃貸借権設定 (基盤)	引渡年月日	令和 4 年 11 月 1 日
結果	済		

報告第 35 号第 4 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 4 年 10 月 15 日
備考	賃貸借権設定 (基盤)	引渡年月日	令和 4 年 10 月 15 日
結果	済		

報告第 35 号第 5 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		

貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年11月4日
備考	賃貸借権設定(基盤)	引渡年月日	令和4年11月13日
結果	済		

報告第35号第6項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年11月8日
備考	賃貸借権設定(基盤)	引渡年月日	令和4年11月8日
結果	済		

報告第35号第7項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年11月8日
備考	賃貸借権設定(基盤)	引渡年月日	令和4年11月8日
結果	済		

報告第35号第8項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年11月1日
備考	賃貸借権設定(基盤)	引渡年月日	令和4年12月1日
結果	済		

報告第 35 号第 9 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 4 年 10 月 20 日
備考	賃貸借権設定 (基盤)	引渡年月日	令和 4 年 10 月 20 日
結果	済		

報告第 35 号第 10 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 4 年 11 月 14 日
備考	賃貸借権設定 (基盤)	引渡年月日	令和 4 年 11 月 14 日
結果	済		

報告第 35 号第 11 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 4 年 12 月 31 日
備考	賃貸借権設定 (基盤)	引渡年月日	令和 4 年 12 月 31 日
結果	済		

報告第 35 号第 12 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		

解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年11月16日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年11月16日
結果	済		

報告第35号第13項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年12月10日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年12月15日
結果	済		

報告第35号第14項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年12月10日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年12月15日
結果	済		

報告第35号第15項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年11月22日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年11月22日
結果	済		

報告第35号第16項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
-----------------	------------	--	--

借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年11月22日
備考	使用貸借設定（基盤）	引渡年月日	令和4年11月22日
結果	済		

報告第35号第17項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年11月22日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年11月22日
結果	済		

報告第35号第18項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年12月10日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年12月15日
結果	済		

報告第36号第1項 農地所有適格法人について

農地所有適格法人の名称	[REDACTED]
主たる事務所の所在地	[REDACTED]
代表者の氏名	[REDACTED]
代表者の住所	[REDACTED]
法人が所有し、又は所有権以外の使用及び収益する権利を有している農地	[REDACTED]
事業の状況	農畜産物名：米、大豆、麦、飼料用米

